

# 一般社団法人 日本聴覚医学会定款施行細則

## 第1条（会費・入会金）

### 1 本会会員の会費は次の通りとする。

正会員 年額 10,000円

準会員 年額 9,000円

ただし、名誉会員の年会費は免除とする。また、外国に居住する会員は通信郵送などに要する費用を別途徴収するものとする。

賛助会員 一口年額 50,000円

購読会員 年額 10,000円

### 2 入会金は、8,000円とする。

## 第2条（役員、代議員の選出）

### 1 選挙管理委員会

① 役員、代議員選出のため選挙管理委員会をおく。

② 選挙管理委員会は委員長および委員2名により構成し、理事長が委嘱する。

### 2 役員の選出

① 理事および監事は役員、代議員、参与いずれか2名の推薦を受けた立候補制とし、選出は代議員会における出席代議員の投票による。

② 立候補者は代議員会の2カ月前までに選挙管理委員会に届け出る。

③ 立候補者数が届出締切日になっても定員に満たない場合には、選挙管理委員会は届出締切日を延期することができる。

④ 選挙管理委員会は代議員会の20日前までに立候補者名を代議員に通知するものとする。

⑤ 理事の選任は代議員会における代議員の11名連記無記名投票による。

⑥ 理事長の選定は理事会における理事の単記無記名投票による。

⑦ 監事の選任は代議員会における代議員の2名連記無記名投票による。

⑧ 理事、監事の選任において、得票数同数の場合、その決定は選挙管理委員会が行う抽選による。

### 3 代議員の選出

① 代議員は役員、代議員、参与いずれか1名の推薦をうけた立候補制とし、選出は正会員の投票による。

② 投票は20名連記、無記名とし、得票数が同数の場合、その決定は選挙管理委員会が行う抽選による。

③ 選出する代議員の数は正会員35名に1名の割とする。

本細則は平成26年12月1日から発効する。